

◎茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例

制定 平成八年三月二十八日 条例第四十二号  
 改正 平成十年六月十七日 条例第三十一号  
 平成十年十一月二十七日 条例第四十号  
 平成十一年九月二十九日 条例第三十六号  
 平成十三年十二月二十五日 条例第六十八号

(目的)

第一条 この条例は、テレホンクラブ営業が、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を誘発、助長するおそれがあることから、テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等について必要な規制を行うこと等により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号。以下「法」という。）と相まって、青少年の健全な育成に対する障害の除去を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

廣 青少年 十八歳未満の者をいう。

廣 テレホンクラブ営業 法第二十九条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下単に「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下単に「無店舗型電話異性紹介営業」という。）をいう。

・ 利用カード等 テレホンクラブ営業による役務の提供（以下単に「役務の提供」という。）に関し発行されるカード、文書その他の物又は機器により発信される画像若しくは音声であつて、電話番号、会員番号、暗証番号、提供を受けることができる役務の数量等の必要な事項（以下「利用情報」という。）を告知するものをいう。

・ 営業禁止区域等 法第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項に規定する店舗型電話異性紹介営業の禁止区域及び茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十九年茨城県条例第五十号。以下「施行条例」という。）第十二条の六に規定する店舗型電話異性紹介営業の禁止区域をいう。

第三条 利用カード等の販売を営む者（以下「利用カード等販売業者」という。）は、青少年に対して、利用カード等を販売し、又は供与してはならない。

2 何人も、青少年に対して、利用カード等を販売し、又は供与し

てはならない。

(自動販売機による利用カード等の販売規制)

第四条 何人も、販売を目的として、利用カード等を自動販売機（その発信する画像又は音声により利用情報を告知することのできる機器を含む。以下同じ。）に収納し、又は自動販売機により発信される状態にしてはならない。ただし、次の各号に掲げる自動販売機については、この限りでない。

廣 自動販売機の設置場所が、次に掲げる場所の屋内であるもの

ア 法第二十二條、第二十八條第十一項及び第三十一條の十三

第二項の規定により青少年の立入りが禁止されている場所

イ 茨城県青少年のための環境整備条例（昭和三十七年茨城県

条例第六十号）第八條第一項に規定する有害興行を行う場所

廣 営業禁止区域等以外の地域に所在する店舗又は事業所の屋

内に設置する自動販売機であつて、青少年が利用カード等を購

入することのないよう監視できるもの

2 公安委員会は、前項の規定に違反して自動販売機に収納され、

又は自動販売機により発信される状態にされている利用カード

等について、当該利用カード等に係る利用カード等販売業者又は

テレホンクラブ営業を営む者に対し、当該利用カード等を自動販

売機から撤去し、又は自動販売機により発信される状態から解除

するための措置をとることを命ずることができる。

3 法第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一

項又は施行条例第十二條の六の規定により新たに営業禁止区域

等となつた区域又は地域がある場合には、当該区域又は地域が営

業禁止区域等となつた際現に次条第一項の規定による届出をし

て適法に当該区域又は地域に設置している自動販売機について

は、当該区域又は地域が営業禁止区域等となつた日から起算して

五年を経過する日までの間は、第一項の規定は適用しない。

(利用カード等の販売業の届出等)

第五条 自動販売機を設けて利用カード等の販売業を営もうとす

る者は、販売を開始する日の十日前までに、その設ける自動販売

機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない

い。

廣 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地）

廣 自動販売機の名称、型式及び製造番号

・ 設置場所

・ 販売開始予定年月日

・ 販売する利用カード等により役務の提供を受けることができ

るテレホンクラブ営業が、店舗型電話異性紹介営業である場

合にあつてはその営業所の名称及び所在地、無店舗型電話異性

紹介営業である場合にあつてはその事務所の所在地及び当該

営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものと

して使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、そ

れら全部の呼称）

・ 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者は、当該自動販売機による利用

カード等の販売を廃止したとき又は同項各号（第三号を除く。）

に掲げる事項に変更があつたときは、その廃止をした日又は変更

の生じた日から十日以内に、公安委員会に届け出なければならない

い。

3 自動販売機を設けている利用カード等販売業者は、その氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）並びに青少年は

利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用（店舗型

電話異性紹介営業にあつてはその営業所に客として立ち入り、又

は法第二條第九項に規定する電気通信設備を識別するための電

話番号に電話をかけることをい、無店舗型電話異性紹介営業に

あつては法第二條第十項に規定する電気通信設備を識別するた

めの電話番号に電話をかけることをいう。以下同じ。）すること

ができない旨その他公安委員会規則で定める事項を、自動販売機

の見やすい箇所に表示するとともに、青少年が利用カード等を購

入することのないよう公安委員会規則で定める措置を講じなけ

ればならない。

第六条 販売所（自動販売機によるものを除く。以下同じ。）を設

けて利用カード等の販売業を営もうとする者は、販売を開始する

日の十日前までに、その設ける販売所ごとに、次に掲げる事項を

公安委員会に届け出なければならない。

廣 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地）

廣 販売所の名称

・ 販売所の所在地

・ 販売開始予定年月日

・ 販売する利用カード等により役務の提供を受けることができ

るテレホンクラブ営業が、店舗型電話異性紹介営業である場

合にあつてはその営業所の名称及び所在地、無店舗型電話異性

紹介営業である場合にあつてはその事務所の所在地及び当該

営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものと

して使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、そ

れら全部の呼称）

・ 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者は、当該販売所における利用カ

ード等の販売を廃止したとき又は同項各号（第三号を除く。）に

掲げる事項に変更があつたときは、その廃止をした日又は変更の

生じた日から十日以内に、公安委員会に届け出なければならない

い。

3 販売所を設けている利用カード等販売業者は、その氏名（法人

にあつては、その名称及び代表者の氏名）並びに青少年は利用カ

ード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができ

ない旨その他公安委員会規則で定める事項を、販売所の見やすい場所に表示するとともに、青少年が利用カード等を購入することのないよう公安委員会規則で定める措置を講じなければならぬ。

(広告及び宣伝等の規制)

第七条 何人も、利用カード等の販売業について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

廣 次に掲げる区域又は地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)を表示すること。

ア 法第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項に規定する店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の基準となる施設のうちその周辺における利用カード等の販売業の広告又は宣伝を制限する必要があるものとして公安委員会規則で定めるもの敷地(当該施設の用に供するものとして決定した土地を除く。)の周囲二百メートル以内の区域

イ 施行条例第十二条の八に規定する店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域のうち利用カード等の販売業の広告又は宣伝を制限すべき地域として公安委員会規則で定める地域

ウ 施行条例第十二条の九に規定する無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域のうち利用カード等の販売業の広告又は宣伝を制限すべき地域として公安委員会規則で定める地域

廣 広告制限区域等において、人の住居にピラ等(ピラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図面をいう。以下同じ。)を配り、又は差し入れること。

・ 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ピラ等を頒布すること。  
・ 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にピラ等を配り、又は差し入れること。  
・ 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してピラ等を頒布すること。  
・ 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある方法

2 前項第一号アからウまでの規定に基づく公安委員会規則の規定により新たに広告制限区域等となった区域又は地域がある場合には、当該区域又は地域が広告制限区域等となった際現に当該区域又は地域に表示している広告物については、当該区域又は地域が広告制限区域等となった日から起算して一月を経過する日までの間は、同号の規定は適用しない。

3 何人も、利用カード等の販売業について広告又は宣伝をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、青少年は利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨を明らかにしなければならない。

(業務の委託等に伴い講ずべき措置)

第八条 利用カード等販売業者及びテレホンクラブ営業を営む者は、利用カード等の販売に関する業務の一部を委託その他の方法により他の者に行わせる場合には、その者に対し、第三条、第四条第一項並びに第七条第一項及び第三項の規定の遵守に關し必要な指示及び監督をしなければならない。

(青少年に対する配慮)  
第九条 何人も、青少年が利用カード等を購入し、又はテレホンクラブ営業を利用することのないよう、配慮しなければならない。

(利用カード等販売業者に対する指示)  
第十条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人、使用者その他の従事者(以下「代理人等」という。)が、この条例の規定に違反したときは、当該利用カード等販売業者に対し、青少年の健全な育成に対する障害を除去するため必要な指示をすることができる。

(営業の停止)  
第十一条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該営業に關しこの条例に規定する罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一七四条、第一七五条若しくは第一八二条の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)第二章に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までに規定する罪、茨城県青少年のための環境整備条例第二十七条第一項若しくは同条第三項各号に規定する罪に当たる違法な行為その他青少年の健全な育成を阻害する重大な不正行為で公安委員会規則で定めるものをしたとき、又は利用カード等販売業者がこの条例に基づく処分に違反したときは、当該利用カード等販売業者に対し、当該営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)  
第十二条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止を命じようとするときは、茨城県行政手続条例(平成七年茨城県条例第五号)次項及び第三項において「行政手続条例」という。第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日

までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。  
4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。  
(報告及び立入調査等)  
第十三条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売業者に対し、その業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察官その他の警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等を販売するための自動販売機の設置場所又は販売所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。  
3 前項の規定により立ち入る者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)  
第十四条 この条例の施行に關し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)  
第十五条 第十一条の規定による公安委員会の処分違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。  
廣 第三条第一項の規定に違反した者  
廣 第四条第一項の規定に違反した者  
廣 第五条第一項の規定による命令に従わなかった者  
廣 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

・ 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。  
廣 第三条第二項の規定に違反した者  
廣 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

・ 第五条第三項の規定による表示をしなかった者  
・ 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
・ 第六条第三項の規定による表示をしなかった者

・ 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に

対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
第十八条 第三条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第十六条の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条から第十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

(自動販売機に関する経過措置)

2 この条例による改正前の茨城県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第七条第一項の規定によりされた届出は、この条例による改正後の茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

(販売所に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に販売所を設けている利用カード等販売者については、改正後の条例第六条第一項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは「茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例(平成十三年茨城県条例第六十八号)の施行の日から起算して一月以内」と、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とそれぞれ読み替えて同項の規定を適用する。

(広告物に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に表示されている広告物については、この条例の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の条例第七条第一項の規定は適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。